

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

周南市コミュニティバスの運行に関する条例（平成29年周南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。

- (1) 八代高水線
- (2) 須金須々万線
- (3) 大道理須々万線

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分	使用料（1乗車につき）	
	地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円
須金須々万線		(150円)
大道理須々万線		200円

		(100円)
--	--	--------

備考

- 1 八代高水線の地区内とは、八代地区内又は高水地区（周南市ゆめプラザ熊毛を含む。）内の利用を、地区外とは、八代地区と高水地区（周南市ゆめプラザ熊毛を含む。）間の利用をいう。
- 2 須金須々万線の地区内とは、須金地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、須金地区と須々万地区間の利用をいう。
- 3 大道理須々万線の地区内とは、大道理地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、大道理地区と須々万地区間の利用をいう。
- 4 1歳未満の者は、無料とする。
- 5 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

別表第2（第5条関係）

種類	使用料
定期乗車券 (1か月)	別表第1に規定する使用料の額×60回×0.5
回数乗車券 (11枚つづり)	別表第1に規定する使用料の額×10回

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市コミュニティバスの運行に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																			
<p>(運行路線等)</p> <p>第3条 <u>コミュニティバスの運行路線は、八代高水線とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p>	<p>(運行路線等)</p> <p>第3条 <u>コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>八代高水線</u></p> <p>(2) <u>須金須々万線</u></p> <p>(3) <u>大道理須々万線</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p>																			
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料 (1乗車につき)</th></tr><tr><th>地区内</th><th>地区外</th></tr></thead><tbody><tr><td>八代高水線</td><td>100円 (50円)</td><td>300円 (150円)</td></tr></tbody></table>	区分	使用料 (1乗車につき)		地区内	地区外	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料 (1乗車につき)</th></tr><tr><th>地区内</th><th>地区外</th></tr></thead><tbody><tr><td>八代高水線</td><td rowspan="3">100円 (50円)</td><td>300円 (150円)</td></tr><tr><td>須金須々万線</td><td rowspan="2">200円 (100円)</td></tr><tr><td>大道理須々万線</td></tr></tbody></table>	区分	使用料 (1乗車につき)		地区内	地区外	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)	須金須々万線	200円 (100円)	大道理須々万線
区分		使用料 (1乗車につき)																		
	地区内	地区外																		
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)																		
区分	使用料 (1乗車につき)																			
	地区内	地区外																		
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)																		
須金須々万線		200円 (100円)																		
大道理須々万線																				
<p>備考</p> <p>1 <u>地区内とは、八代地区内又は高水地区 (周南市ゆめプラザ熊毛を含む。) 内の利用をいう。</u></p> <p>2 <u>地区外とは、八代地区と高水地区 (周南市ゆめプラザ</u></p>	<p>備考</p> <p>1 <u>八代高水線の地区内とは、八代地区内又は高水地区 (周南市ゆめプラザ熊毛を含む。) 内の利用を、地区外とは、八代地区と高水地区 (周南市ゆめプラザ熊毛を含む。) 間の利用をいう。</u></p> <p>2 <u>須金須々万線の地区内とは、須金地区内又は須々万地</u></p>																			

現行

熊毛を含む。)間の利用をいう。

3 1歳未満の者は、無料とする。

4 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

別表第2 (第5条関係)

種類		使用料
定期乗車券	1か月	別表第1に規定する使用料の額×60回×0.5
回数乗車券	100円券 (11枚つづり)	1,000円
	300円券 (11枚つづり)	3,000円

改正案

区内の利用を、地区外とは、須金地区と須々万地区間の利用をいう。

3 大道理須々万線の地区内とは、大道理地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、大道理地区と須々万地区間の利用をいう。

4 1歳未満の者は、無料とする。

5 1歳以上小学生以下の者は、この表の括弧内の額とする。

別表第2 (第5条関係)

種類	使用料
定期乗車券 (1か月)	別表第1に規定する使用料の額×60回×0.5
回数乗車券 (11枚つづり)	別表第1に規定する使用料の額×10回